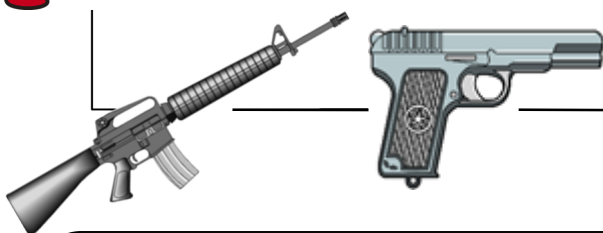


エアガンの販売、貸付けを行う事業者のみなさまへ

～エアガンを有害玩具等に指定しました～

千葉県では、エアガン（通称）について、その発射性能（運動エネルギー）によっては、人に危害を及ぼすおそれを有し、さらに、犯罪に使用されるおそれなどもあることから、千葉県青少年健全育成条例第12条第1項に基づき有害玩具等に指定いたしました。

これにより、**平成30年2月1日以降**、エアガンの販売、貸付けを行う事業者が、青少年に対して指定の基準に該当するエアガンの販売、貸付けをすることはできなくなりました。



**30万円以下の
罰金又は科料**

*** 有害玩具等となるのは、次のような性能等を有するものです ***

| 種類 | 名称・品名 | 形状・構造・機能 |
|-----|----------|--|
| 玩具銃 | エアガン（通称） | 圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他の反動力を利用し、弾丸を発射させるもので、当該玩具銃用の弾丸を装填して水平射角で発射した場合において、銃口から50センチメートル地点における弾丸の運動エネルギーが、0.135ジュールを超えるもの |

【参考事項】

「0.135ジュールを超えるもの」とは、おおむね銃口から3メートルの距離にある四隅を支え持った状態の新聞紙5枚を貫通する力に相当するもの

有害玩具等に指定されると

・条例第12条第3項の規定に反し、販売、貸付け業者が青少年に販売、貸付けをした場合、第28条第4項の規定により、30万円以下の罰金又は科料に処せられます。

・第12条第4項の規定により、**何人も青少年に所持させない義務が課されます。**

* 青少年とは～小学校就学の始期から、18歳に達するまでの者



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

お問い合わせは、千葉県環境生活部県民生活・文化課まで御連絡ください（TEL:043-223-2330）

* 有害玩具等の指定について詳しい内容は県HPIに掲載されています

千葉県 有害玩具 指定

検索

有害玩具等とは

青少年健全育成条例では、その形状、構造又は機能が、著しく性的感情を刺激するものや人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあり、かつ、犯罪を誘発する性質を有するものについて、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められた場合、有害玩具等に指定できるとしており、青少年に当該玩具等を所持させないことで、その健全な育成を図っています。

千葉県青少年健全育成条例（抜粋）

（定義）

第六条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

四 特定玩具等 性的感情を刺激する玩具その他の物品及び人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある玩具その他の器具をいう。

（有害興行の指定及び観覧の制限）

第九条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を有害興行として指定することができる。

3 第一項の指定は、告示により行うものとする。

（有害玩具等の指定及び販売又は貸付けの禁止）

第十二条 知事は、特定玩具等の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するため、これを青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具等を有害玩具等として指定することができる。この場合において、第九条第三項の規定を準用する。

一 著しく性的感情を刺激するもの

二 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあり、かつ、犯罪を誘発する性質を有するもの

3 特定玩具等の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に有害玩具等の販売又は貸付けをしてはならない。

4 何人も、青少年に対し、有害玩具等を所持させないように努めなければならない。

（罰則）

第二十八条

4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

三 第十二条第三項、第十五条第一項若しくは第二項、第十七条第二項若しくは第三項、第十八条第二項、第十八条の二、第十八条の四第一項、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条第一項又は第二十三条の三第一項の規定に違反した者